

令和4年度 第56回 中学生の「税についての作文」
まちだ納税貯蓄組合連合会優秀賞

「テイクアウト」

町田市立つくし野中学校 3学年 宮川 祐花

今まで私は外食が好きでした。お店で食べるご飯は家で食べるご飯よりも特別な感じがして、おいしく感じます。しかし、二〇一九年の十月の消費税引き上げによって店内飲食は税率十パーセント、持ち帰りのものは八パーセントになりました。そこからは、少しでもお得に食事をしたいという思いから、店内での飲食をする回数が減り、持ち帰りをする機会が増えました。今までは持ち帰りをほとんどしてこなかったのですが、私のような考えで持ち帰りをする人が増えたのではないかと思えます。しかし、なぜ同じ食べ物、飲み物なのに食べる場所によって値段が変わるのか不思議に思ったのでこの作文を書く機会に調べてみました。

生活に必要な飲食物については消費税八パーセントになる軽減税率制度の措置がとられるようになったそうです。その理由としては節約することが難しい生活必需品は所得による支出の差が出にくいといわれています。所得税などは高所得者になるほど税率が上がり所得の低い人に負担がかからないような仕組みになっています。しかし、消費税は所得が多い、少ない関係なく税率がかかります。そのため、生活に必要な飲食品に軽減税率が導入されました。つまり、日々の生活に必要な生活食品を超えたのみなされるぜいたくな食品、外食に関しては軽減税率の対象外になったのです。

しかし、店内飲食と持ち帰りの判断の基準が購入時点での顧客の意思で決まるということを知り驚きました。購入時点での判断だと商品を購入してから店内で食べたいとなったり、もしくは持ち帰りにしたいという時には困ると感じました。

私が税について調べていて初めて知ったことは、コンビニエンスストアでイートインスペースを使う時は消費税の税率が十パーセントであるということです。今まで定員さんには「イートインスペースを利用しますか。」と聞かれたことがなく、利用しない時と変わらない値段を払って利用していました。しかしそれはいけないことだと知り驚きました。私のように税について詳しくない人はたくさんいると思います。どのような仕組みになっているのか、分かりにくいところがあると感じました。

一方、マクドナルドのような例もあります。持ち帰りでも店内飲食でも値段は変わらず税込価格で全商品が表示されているので、分かりやすく、利用しやすいです。持ち帰りにすればよかったと思うことや、店内で食べればよかったと思うことなくどこでも食べることができ、客と店側のトラブルが起きなくて良い方法だなど思いました。でも、どうして同じ値段にできるのだろうか。

今回調べて、身近な消費税なのに知らないことがあることに気付きました。もっと税金を知り、正確に払えるようになりたいです。